

青木村放任果樹等誘引物除去助成金 交付要綱

令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、クマによる人身被害を未然に防止するため、クマの誘引物となる管理されていない放任果樹等誘引物を自らの意思で伐採する者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において『放任果樹等誘引物』とは、クマの誘引物となる管理されていない柿の木に限定する。

ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、村税等の滞納がなく、かつ自らの意思で放任果樹等誘引物を伐採する当該土地の所有者または管理者とする。

(助成対象の樹木及び助成金)

第4条 助成金交付の対象となる樹木及び伐採助成金は、次の表のとおりとする。

助成対象となる樹木	伐採助成金
クマの誘引物となる柿の木で下記の要件を満たすもの ・ 幹の直径が概ね 20 cm以上 ・ 集落からの距離が概ね半径 200m以内	5,000 円/本。 ただし、1 人の申請者につき 3 本を限度とする。

(助成金の制限措置)

第5条 村長は納税等の公平感を確保するため、世帯の村税等（村税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道受益者分担金、下水道使用料、水道料、その他）の滞納がある場合は、補助の対象から除くものとする。

ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。

(助成金交付の条件)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、伐採後の果樹が誘引物にならないよう適正に処分するなど、その後の管理に努めなければならない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、青木村放任果樹等誘引物除去助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 伐採前の写真
- (3) 伐採同意書(申請者が土地所有者ではない場合)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知書)

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定することとする。

2 村長は、前項の規定により助成金を交付すると決定した者に、青木村放任果樹等誘引物除去助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（中止等の承認申請）

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、前条第2項に規定する決定の通知を受けた後において、助成金交付申請の補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、青木村放任果樹等誘引物除去助成金中止・廃止承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、放任果樹等誘引物除去から15日以内に、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1）伐採後の写真

（2）その他村長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、助成金の交付額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 設置者は事業確定通知を受けた後、助成金を請求するときは助成金請求書（様式第5号）により村長に請求するものとする。

（助成金の交付の取り消し及び返還）

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の決定を取り消し又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（免責事項）

第14条 この事業により発生した怪我や損害及び争訟については、すべて申請者の責任とし、村は一切の責任を負わないものとする。

附 則

（施行期日）

この告示は、公表の日から施行する。